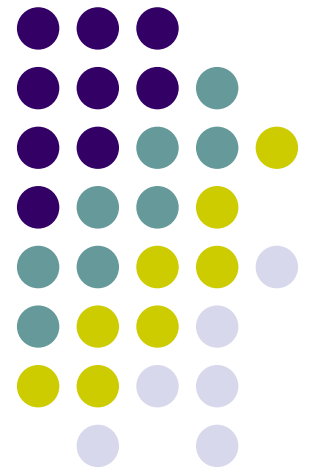


# RIETI政策シンポジウム 急増するFTAの意義と課題 特惠措置の利用度

2007年3月23日

東京商工会議所

岡山 英 弘





# 発効済みのEPAと特恵原産地証明書

- 日シンガポールEPA
  - 発効:2002年11月30日
  - 指定発給機関:全国の商工会議所
  - 発給対象品目:ビール、蒸留酒等6品目(シンガポールの関税分類8桁)のみ
- 日メキシコEPA
  - 発効:2005年4月1日
  - 指定発給機関:東京、大阪はじめ20ヶ所の商工会議所
- 日マレーシアEPA
  - 発効:2006年7月13日
  - 指定発給機関:日本商工会議所



# EPAの活用に関するアンケート調査結果

# EPAの活用に関するアンケート調査 (東京商工会議所)



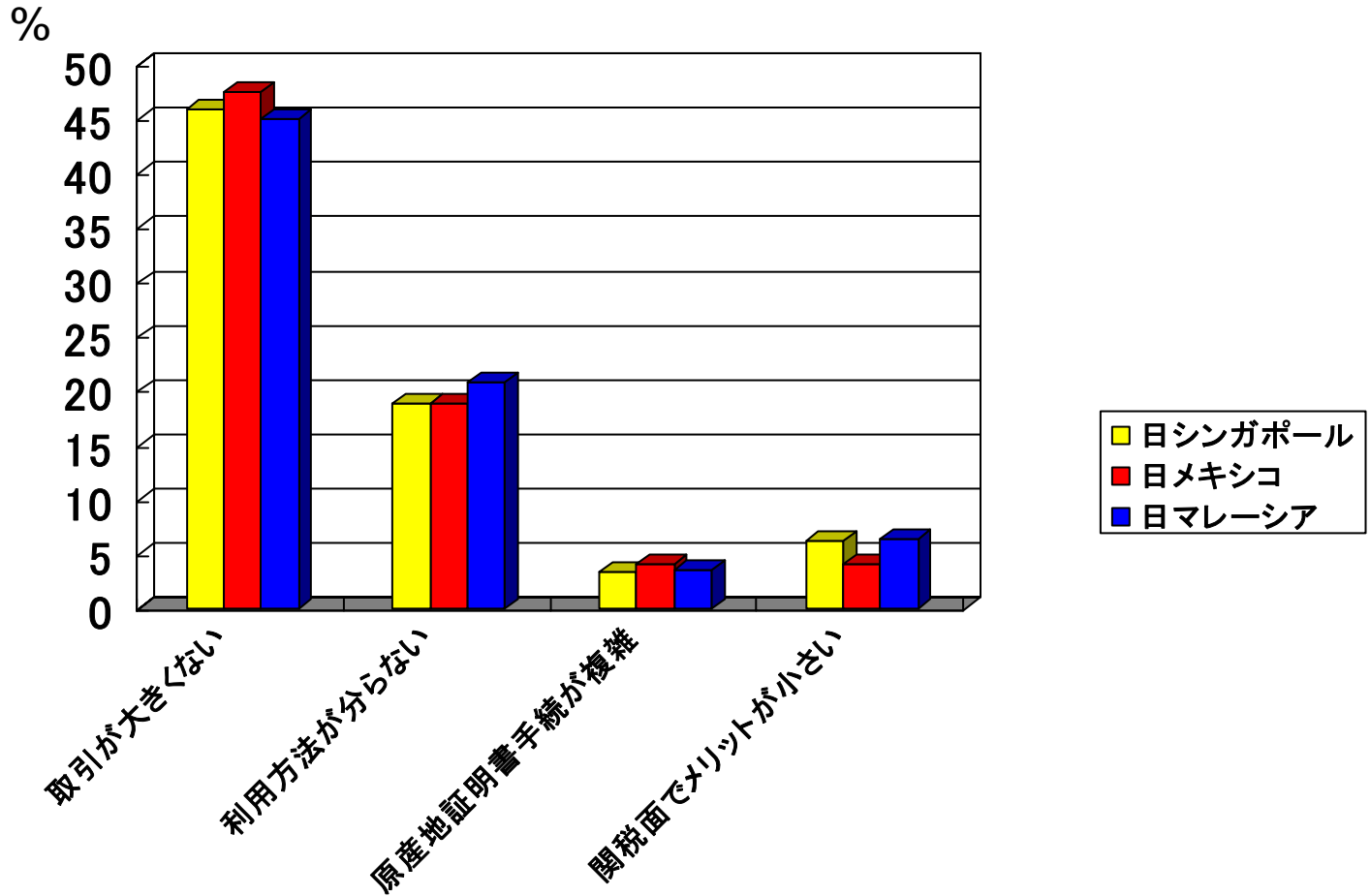
- 対象：東京商工会議所会員企業 4,369社
- 実施時期：2007年1月24日～2月16日
- 調査方法：調査票の送付（郵送、もしくはe-mail）
- 回答企業数：289社
- 従業員数100人未満の小企業は159社

# 企業におけるEPAの活用



- 少なくとも1つのEPAを利用している
  - 全企業:67社 (23.7%)
  - 小企業:14社 (8.8%)
- 日シンガポールEPAを利用している
  - 全企業:10社 (3.7%)
  - 小企業: 1社 (0.6%)
- 日メキシコEPAを利用している
  - 全企業:40社 (15.1%)
  - 小企業:10社 (6.3%)
- 日マレーシアEPAを利用している
  - 全企業:17社 (6.4%)
  - 小企業: 3社 (1.9%)

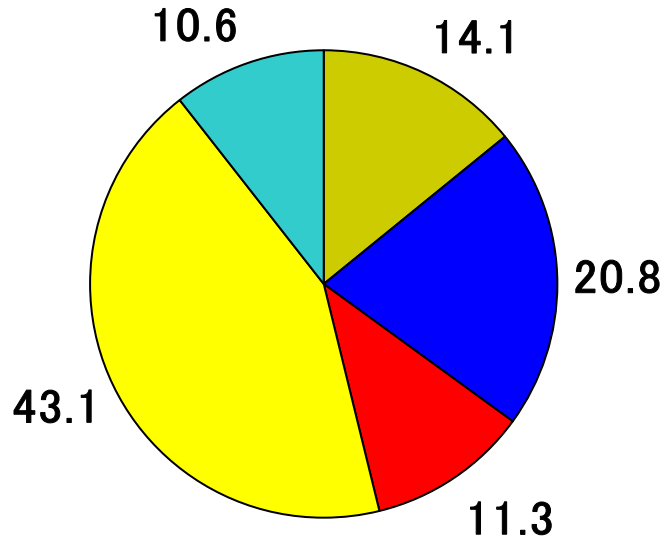
# 「EPAに関心はあるが未だ利用していない」理由



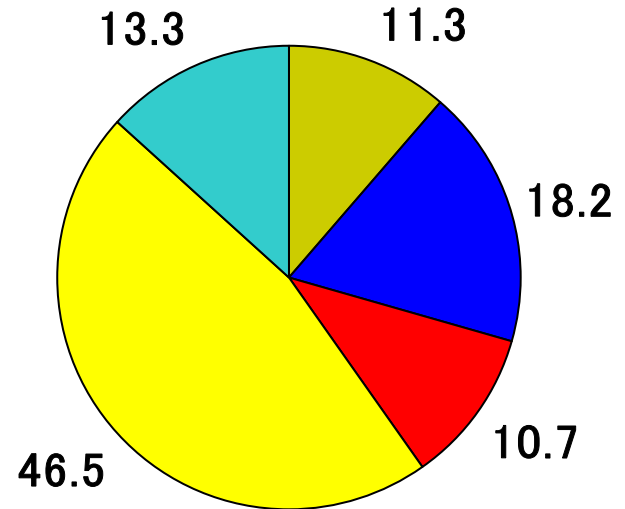


# 日フィリピンEPAへの関心

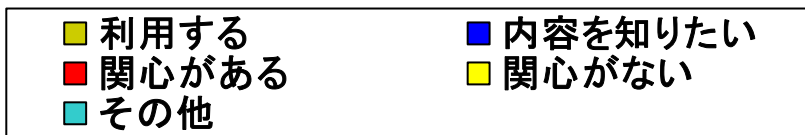
全企業



小企業



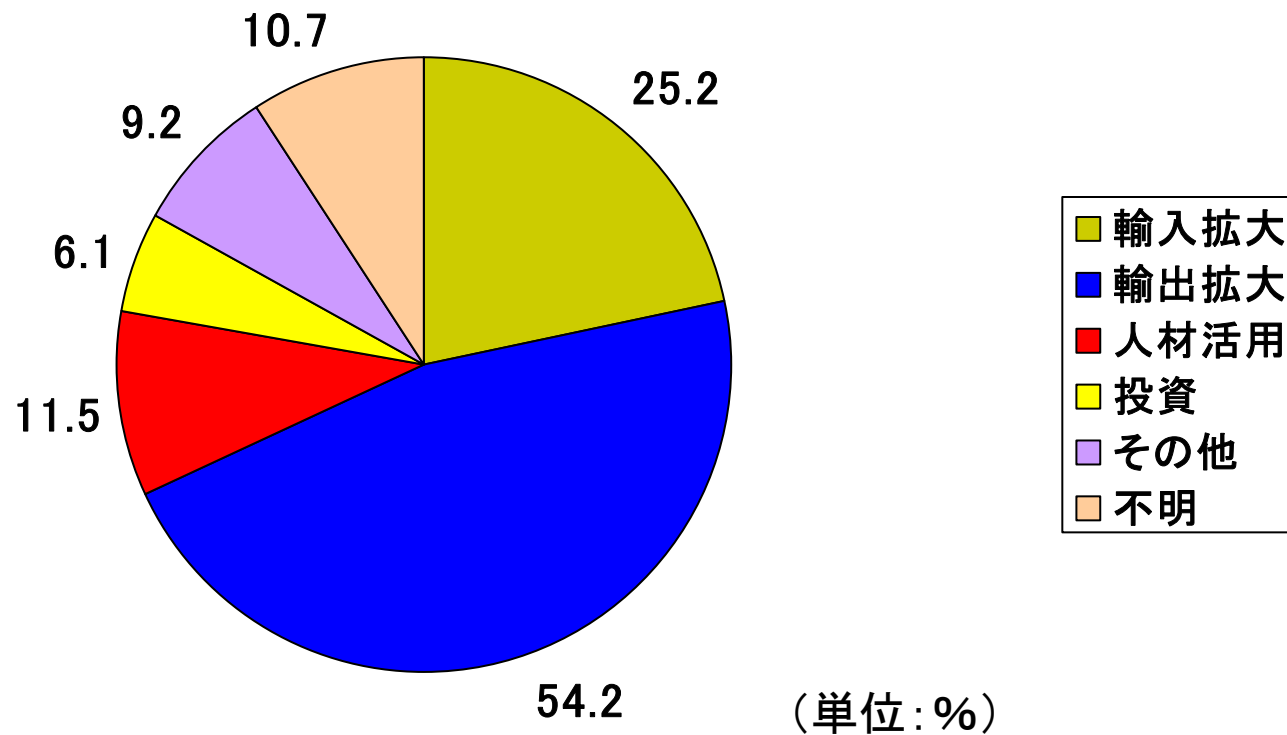
(単位: %)



# 日フィリピンEPAの利用



「利用する」、「内容を知りたい」、「関心がある」と回答した企業の関心分野

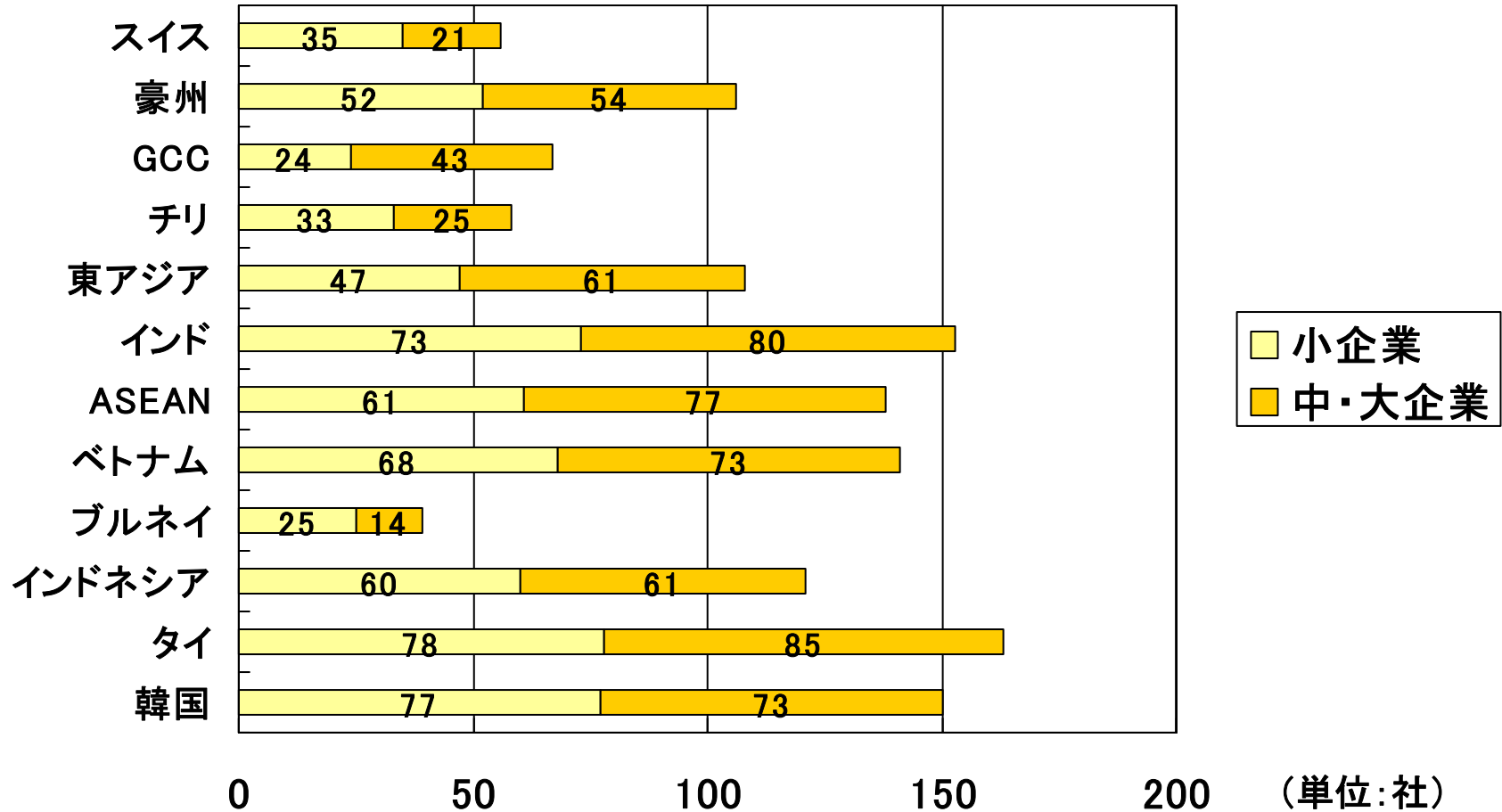




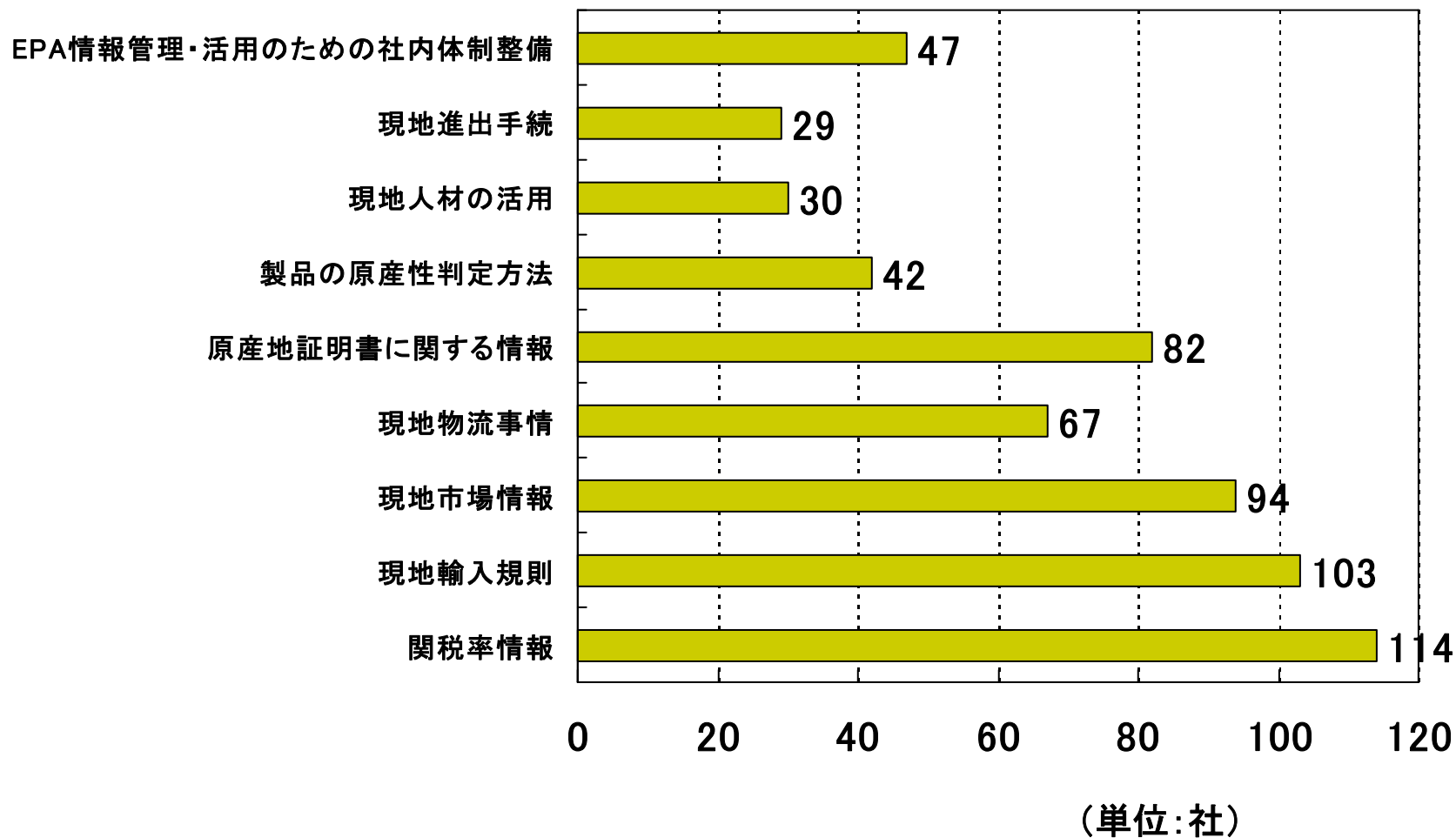
# 今後のEPAへの関心



「大いに関心あり」、及び「関心あり」と回答した企業数



# 企業が求めるEPA関連情報



# EPA活用に関する現地関連会社との調整実態



- 日本の本社でEPA活用戦略を策定し、現地関連会社に指示をしている企業は、8社(2.8%)
- 本社と現地関連会社とで協議してEPA活用戦略を決定する企業は、24社(8.3%)
- EPAの活用を現地関連会社の判断に委ねている企業は、6社(2.1%)
- 方針を検討している企業は17社(5.9%)



## 特惠原産地証明書の発給

# 東京商工会議所におけるメキシコ向け 原産地証明書発給



- 2005年4月～2006年3月
  - 173品目
  - 延べ8,456品目
- 2006年4月～2007年2月
  - 248品目
  - 延べ23,289品目
- 累計(2005年4月～2007年2月)
  - 287品目
  - 延べ31,745品目

(註) 品目は関税分類6桁(号)

# 主な発給対象品目（HS類別） （2005.4～2006.3）



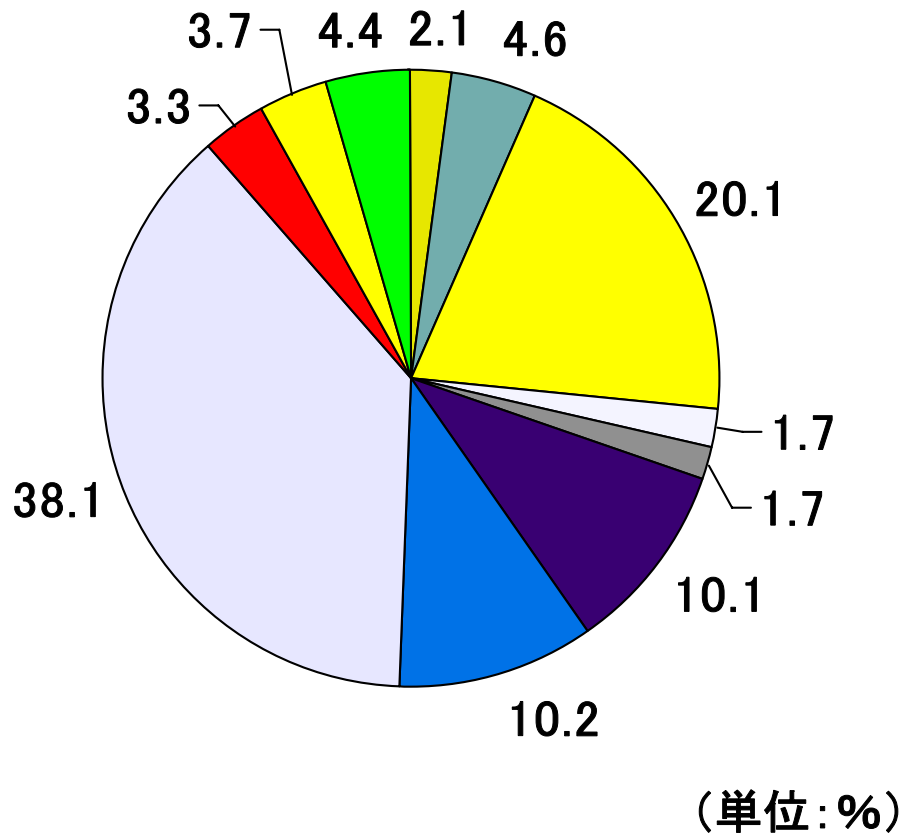
1. 第72類 鉄鋼(36.0%)
2. 第87類 自動車、及び自動車部品(30.9%)
3. 第85類 電気機器(7.5%)
4. 第84類 機械類(6.2%)
5. 第40類 ゴム製品(5.0%)
6. 第90類 光学機器、精密機器、医療機器(4.8%)
7. 第96類 雑品(3.3%)
8. 第32類 染料、顔料、ペイント(2.1%)
9. 第33類 調製香料、化粧品(0.9%)
10. 第29類 有機化学品(0.7%)

# 主な発給対象品目（HS類別） （2006.3～2007.2）



1. 第87類 自動車、及び自動車部品（40.8%）
2. 第72類 鉄鋼（14.3%）
3. 第84類 機械類（11.6%）
4. 第85類 電気機器（11.2%）
5. 第40類 ゴム製品（4.5%）
6. 第96類 雑具（3.8%）
7. 第90類 光学機器、精密機器、医療機器（2.7%）
8. 第83類 各種卑金属製品（2.4%）
9. 第73類 鉄鋼製品（2.3%）
10. 第32類 染料、顔料、ペイント（2.1%）

# 主な発給対象品目 (2005. 4~2007. 2)







# 発給数の多い産品例

1. 8708.29 Parts and Accessories of Motor Vehicles  
MFN 7% > EPA 0%  
(Not all goods classified 8708.20 are duty free, but goods COO issued are duty free)
2. 8703.23 Motor Cars 1,500cc-3,000cc  
MFN 50% > EPA (Out-Quota) 14.2% ('06), 11.4% ('07)
3. 8512.20 Electrical Lighting used for Motor Vehicles  
MFN 10% < EPA 14.4% ('06), 12.6% ('07)  
MFN 10% > EPA 9.0% ('09)
4. 8409.91 Parts for Engines  
MFN 7% < EPA 7.8% ('06)  
MFN 7% > EPA 5.2% ('07)
5. 7208.27 Hot Rolled Steel  
MFN 7% > PROSEC 3% > EPA 0%

# 原産地証明書の発給が少ない理由 (日メキシコEPAの場合)



- メキシコの2度の関税引下げにより、製品によってはEPA協定関税率がMFN関税率より高くなった(HS8桁で約5,000品目)
- メキシコの優遇関税制度(PROSECなど)を利用する製品の中には、メキシコ税関に原産地証明書を提出する必要がないものがある(関税率0%)
- 無税枠の完成車については、メキシコ税関に原産地証明書を提出する必要がない
- 米国等を経由する場合、直送原則に関するエビデンスを入手できない場合がある
- 日本の税関とメキシコ税関における製品に関する関税分類の判断が異なる場合があり、企業が確認に時間を要している
- 製品の原産性確認に要する時間や費用、原産地証明書発給手数料などを勘案し、輸出企業が原産地証明書を取得する産品を絞り込んでいる

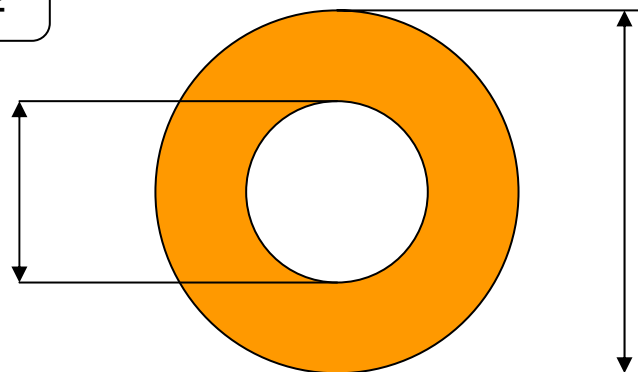
原産地証明書の発給数だけでEPAの利用度を測ることはできない



# 関税分類の相違例

タイヤのリム径

日本:内径



メキシコ:外径

4011.62 建設用・産業用車両・機械に使用するタイヤでリム径61センチ以下

10年間で関税撤廃(基準税率:13%もしくは23%)

4011.63 建設用・産業用車両・機械に使用するタイヤでリム径61センチを超えるもの

即時関税撤廃(0%)



# マレーシア向け特惠原産地証明書

- 主な特惠原産地証明書発給産品
  - 8703.21 ~ 8703.23 Motor Vehicles (CKD)  
MFN 10% > EPA 0%
  - 8429.52 Excavators  
MFN 5% > EPA 0%
  - 8409.91 Parts for Engines  
MFN 30% = EPA 30% (through 2007)
  - 8528.12 Color TV Receivers  
MFN 30% > EPA 27.3% ('06), 24.6% ('07)
- 今年に入って、発給産品数が増加している。
- 電気・電子メーカーなどの輸出者は、EPA締結以前より再輸出免税など関税免除の恩典を受けており、マレーシア税関に原産地証明書を提出する必要がない。
- マレーシア政府の関税引下げにより、一部品目において、MFN関税率がEPA税率を下回る現象が起きている。

# 特恵原産地証明書に関する企業からの 主な照会事項



- 特恵原産地証明書の利用方法
- 協定相手国の輸入関税率、及び関税率の調べ方
- 関税分類番号(HSコード)の調べ方
- 協定上の用語の定義(原産材料、非原産材料など)
- 品目別原産地規則
- 域内原産割合の計算方法
- 原産品判定依頼書の記載方法



# EPAに関する課題



# EPA利用促進に向けた課題

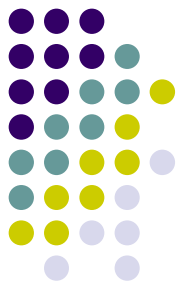
- 日本が締結したEPAの内容に関する情報提供
- 日本が締結したEPAの利用方法についての普及・啓蒙
- 日本以外の国、特に、EPAの相手国が締結したFTAについての情報提供（協定の内容、原産地規則など）



# 特惠原産地証明制度の課題

- 輸出企業のみならず、自社の製品を直接輸出しない 部品メーカー等へのEPA、原産地証明制度、及び原産地規則についての普及・啓蒙
- 企業の輸出部門の担当者のみならず、購買、財務部門の担当者へのEPA、原産地証明制度、及び原産地規則についての普及・啓蒙
- 原産品判定に必要なデータに関する業界毎、あるいは 主要輸出産品毎のガイドラインの作成
- 特惠原産地証明書に関するシステム関連の費用負担と 手数料水準
- 電子原産地証明書発給に向けた締約国間におけるデータ交換システム構築とシステム関連の費用負担





# 協定（締約国間）における課題

- HS2007に基づく関税分類の採用と譲許表、及び品目別原産地規則の改訂（※ITA対象製品のHS2007に基づく関税分類）
- 協定発効前の原産地証明書発給手続に関する周知 期間・準備期間の確保
- 締約国税関間における関税分類の判断に関する相違の解消
- 締約相手国における協定発効後の自主的なMFN関税率引下げへの対応
- 直送原則を満たすエビデンスに関する要件の緩和
- 事前教示制度の義務化
- 原産地証明書が不要ないケースの明確化



# 国際機関の課題

- WTO: 特恵原産地規則の国際調和の実施
- WCO: 関税分類に関する判断の相違を解消するための統一的解釈の提供、及び能力構築活動の強化